

合併協定書...これまで両市町が合併協議会において協議してきた内容を基本として、取りまとめたもので、法律上の各合併手続きの前段に両市町において調印されるものです。

5年以内に新市において調整する。公立幼稚園入園料及び保育料については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

#### 17. 公共的団体等の取扱い

社会福祉協議会については、合併後速やかに合併するよう調整する。その際、美原町社会福祉協議会については、美原支部とする方向で調整する。美原町商工会については、現行のとおりとする。美原町土地開発公社については、解散し、債権債務については、堺市土地開発公社にすべて引き継ぐ。

#### 18. 補助金・交付金等の取扱い

自治会活動助成、地域会館建設等助成及び防犯灯維持管理助成については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。有価物集団回収報償金制度については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

#### 19. 町名・字名の取扱い

堺市の町名は、従前のとおりとし、美原町域については、現在の町名・字名の前に「美原町」を冠する。

#### 20. 各種福祉制度の取扱い

高齢者保健福祉計画については、介護保険事業計画と一体的に取り扱い、計画の見直し時に統合を図る。障害者計画については、新市において速やかに計画の統合を図る。障害者・母子家庭・乳幼児医療費助成については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。公立保育所の運営については、当面はそれぞれの方針を維持する。保育所保育料については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

#### 21. 慣行の取扱い

堺市に統一する。美原町民憲章については、美原町域の憲章として、また、美原町の木、花については、美原町域の木、花として伝承していく。

#### 22. 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険料は、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。保険給付と保健事業は堺市制度に統一する。

#### 23. 介護保険事業の取扱い

第2期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化する。第3期事業計画については新市として策定する。保険料については、当面はそれぞれの制度を存続し、平成18年度から統一する。基金残額の取扱いについては、新市において調整する。

#### 24. 各種事務事業の取扱い

企画関係、広報広聴関係、財務・会計関係、総務関係、防災関係、生活関係、人権関係、環境関係、文化振興関係、産業振興関係、保健・衛生関係、都市計画関係、土木・公園関係、上下水道関係、学校教育関係、生涯学習関係

上記の各種事務事業の取扱いについて記載しています。

(詳細は、当協議会ホームページまたは両市町の情報提供窓口をご覧ください。)

#### 25. 市町村建設計画

市町村建設計画については、「堺市・美原町合併新市建設計画」に定めるところによる。

(詳細は、当協議会ホームページまたは両市町の情報提供窓口をご覧ください。)



協定書の全文につきましては、協議会のホームページや両市町の情報提供窓口でご覧になれます。

また、協定書に記載のない各種の事項についても、堺市・美原町合併協議会での協議結果のとおり取り扱われます。